

爾後其の騰落を示せば次表の如し。

宣統年間末移住者増加し、地價は漸進的に騰貴した。事變後、匪患甚だしく、地價は急激に下落した。爾來、治安が整備せられ、今年に至つては殆んど事變前に於ける地價に恢復した。

「賣買成立後、買主が屯外のものである場合地媒に對する報酬として成三破二（買主が價額の百分の三、賣主が百分の二）の慣例に依つて經紀費を支拂ふのである。此の外に本屯の者の間に賣買が行はれる場合には地媒に付する報酬は買主より「送禮」贈物で済むことがある。贈物は皮襖、馬褂子、麵粉四色禮の如きものである。

B
役
畜

當屯に於て調査せる役畜種別一頭價格を示せば下の如くである。

[illegible]

購入先は西豐縣牛馬市である。牛馬市に就ては畜産の次に述べることとする。茲では縣牛馬市にて調査せる康徳元年一ケ年間に於ける月別役畜價格の變動を掲げることとする。

牛	馬	騾	驢	月別
四〇圓	六〇	六〇	一三	一月
四〇圓	六〇	六〇	一三	二月
四〇圓	六〇	六〇	一三	三月
三〇圓	五〇	五〇	九	四月
三〇圓	五〇	五〇	九	五月
三〇圓	五〇	五〇	九	六月
三五圓	五五	五五	一〇	七月
三〇圓	四〇	四〇	七	八月
三〇圓	四〇	四〇	七	九月
三〇圓	四〇	四〇	七	十月
三〇圓	四〇	四〇	七	十一月
三〇圓	四〇	四〇	七	十二月

備考
月別依據陰曆

右表に示す如く一月より三月にかけて、春耕期を控へ、一年中最高を示し、四月より六月農繁期に需要するもの尠く、略下落を示し、七月より年末迄は收穫期に當り、穀物運搬に必要不可欠のものとされ需要するものが多く供給するものが少いから略騰貴を見せた譯である。如斯役畜の價格の變動は凡て需給關係に依つて決定せられてゐる。

C
農
具

當屯に於ける大農具の價格並に使用年限を記せば次の如くである。

鍋每一年修理一次

未補五响爲(二)(二)(三八)(四九)之三戸
考
五一〇响爲(一)(二)(五)之二戸
一一二〇响爲(一)(七)之一戸
二一三〇响爲(一)(三)(四三)(六)之三戸
三一四〇响爲(九)之一戸
此由二戸之種別大畧具所有數平均算出者

此由一戶之種別大農具所有數平均算出者

一〇五

一响當收穫高

大豆	二・四五
高粱	四・八七
包米	五・二六
穀子	一・四七
旱稻	八・二六
水稻	一一・二四

107

B 主要作物の作業功程別所要勞力

畜糞拾ひ

一日(十時間) 人夫一人で糞兩挑子

肥料運搬及施肥送糞

三年に一回施肥、人夫二人大車一台(役馬三頭)で一响分

前作物株處理

人力的場合は人夫一人で〇・三响の功程、壞耙で處理する場合は人夫一人、壞耙一台(役馬二頭)で一・五馬响の功程。

播種

大豆、包米は翻種、高粱、穀子は壞種に依る。

翻種—人夫四人(扶犁的二人、除溝子的二人、律種的二人)

犁丈—一台(役馬二頭)で一响の功程

壞種—人夫五人(扶壞耙的二人、點種的二人、扶拉的二人、除溝子的二人)壞耙一台(役馬二頭)で二响の功程。

鎮壓—人夫一人(牽轆子的一人、轆子一台(役馬二頭)で四响の功程。

中耕培土—人夫一人(扶犁的二人)扶犁一台(役馬二頭)で二响

除草

大豆、包米	第一回	第二回	第三回	計
高粱	七人	六人	五人	一八人
穀子	八人	七人	六人	二一人
	六人	五人	四人	一五人

三回の一响當所要人夫は上の如し。

收穫(割)大豆、穀子は人夫三人で一响分

高粱包米は人夫二人で一响分

運搬人夫二人大車一台(役馬四頭)で一日十回運搬とす。

大豆、包米は大車一台分一〇〇捆、高粱は大車一台分四〇〇捆、穀子大車一台分は一五〇捆運搬が出来る。

脱穀調製 人夫一〇人碾子五台(役馬五頭) 人夫一〇人で、

高粱 三〇石

大豆 一〇石の功程

包米 一〇石

販賣 大車一台八石の裝載量

水稻子の作業功程別所要勞力

前作稻株處理 人夫二人で〇・一响の功程

攪拌 人夫二人で〇・一响の功程

播種 人夫二人で〇・一响の功程

除草 人夫四〇人で一响の力程

收穫 人夫一人で約一〇〇捆の功程(一捆約四五〇本)

運搬(拉)大車一台の裝載量は一〇〇捆、人夫二人、大車一台(役馬五頭)で四五車分運搬出来る。

107

播種 大豆は翻種であつて、犁文を役馬二頭に挽かせて扶犁的（犁文を操るもの）は塙台の中央より兩方に半分宛返しつつ進み、後から隙溝子的（播き溝踏み）二人播種的（種を播くもの）一人の三人が附いて耕作する。隙溝子的の中前方の一人が兩足で踏み造つた二つの播き溝の間に又同様に播き溝を造り、律種的是踏み出された播き溝に三十五個の種子を播く斯くて犁文の返りが鄰塙を反しつつ播いた種子に覆土し、犁文一往復を一塙の耕耘と播種とを仕上げるのである。換言すれば、舊塙台を塙溝にする方法であつて耕地の完全なる半分を休息せしむる方法である。覆土の深さは一寸内外であつて一寸七分を越ゆる時は發芽が不均齊と成る處がある。株間は五寸乃至六寸であつて、包米と間作する場合は中耕を容易ならしむる爲に株間稍廣くする。播種期は五月上旬乃至中旬であつて、播種量は一畝に付約二斗である。

鎮壓 播種後木頭轆子を役馬二頭に曳かせて鎮壓を行ふ轆子一個で同時に二塙を鎮壓し一回往復で四塙鎮壓出来る。

中耕 中耕は三回行ひ、即ち割地鋤地を夫々三回行ひ、割地した直後に鋤地を行ふのである。割地は鋤頭を使用し、鋤入れの後、犁文で塙形を整へ草を拂つて培土し、畑地を清潔にし、之を「鋤地」と云ふ。播種後一週間で發芽し、一寸位伸びた時（六月上旬）に第一回を行ひ、根が脆いから、高粱及包米と違つて間引を行はない。三―四寸伸びた時（六月中旬）第二回、月末頃より七月上旬にかけて第三回を行ひ、其の作業方法は別に第一回と變りない。それから大豆の莢部が稠密に成り雜草は生長しないやうになるからもう中耕する必要がない譯である。

收穫 九月中旬頃が大豆の收穫期である。豆莢堅くなつて成熟し、葉が黄くなつて落ちる時が最適期とされ、時期を之以上遅らすと莢が自ら破裂する處がある。收穫は「割」と云ひ、鎌刀を使用し、一人が二塙を受持ち、三人六塙で一畝子（一列）とする。一把（八―九本）を掴んで根元より刈取るのである。刈取つた後は捆に括つて一―二日間畑で乾燥する。刈取つた後雨に遇つた場合は快晴後莢が破裂する袋があるから取り急いで場園へ運ばれのである。

運搬 斯くて收穫完了後、一台の大車に一〇〇捆位載せて場園（脱穀調製場）まで運ぶ。

脱穀調製 「打場」と稱し、大經營のものは石頭礮子を使用し、小經營のものは連枷を使用する。石頭礮子を役馬二頭に曳かせて場園に打擴げた高さ五六寸位の大豆の上をぐるぐると廻つて脱穀を行ふ。脱穀した後は木楸で風選し、之を「揚場」と稱す。大豆は木楸で數回風選した後直ちに收納される。

(b) 高粱

整地、高粱は普通大豆の跡地に植付けられ、大豆の株を別に掘り出さず。其の儘、播種することが多く、之を「作積壤」と云ふ。

播種、鎮壓高粱は大豆の跡地に植付けられる時には壤種であつて、壤種した高粱の跡地に植付けられる時は、翻種である。壤種の方法は前年の塙台を中央より切り開いて其の儘直に播種する方法で壤耙を使用する。壤耙を役馬二頭に曳かせ扶犁的一人を付けて進行し、後から隙溝子的二人、點種的一人を付け、其の作業過程は翻種の場合と異なる所がなく、膏、種の播き方は其の趣きを異にし、點蒔簾を使用す。壤種の後に「拉子」と稱するV字形の覆土器を連接し、播種した後は覆土する。拉子の彎曲より棒を立て人夫一人之を把持する。この人夫を扶拉子的と云ふ。斯くて壤種は、一往復に二回の耕耘及播種を仕上げることが出来、翻種と共に滿洲に於て普遍的に行れてゐる耕作方法である播種後の鎮壓は大豆に準じて行ふ。播種期は高粱と殆んど同じであつて播種量は一畝につき約一斗である。

中耕 大豆と同じく三回行ふ。苗が四寸位伸びた時に第一回（頭割）を行ひ、大豆と違つて間引（開苗）を行ひ、株間は七八寸である。

二尺伸びた時に第二回を行ひ、五―六尺伸びた時に第三回を行ふ。

收穫 九月中旬頃、秋分節前後に行ひ、同じく鎌刀を使用し、一人が七塙を受持ち一度に約六本を腕に抱へて根元四五寸の處より刈取り根は腐蝕させて肥料にし刈取後五本の高粱頭を二捆に括つて、二〇捆を挿銃の如く立て、之を「一串子」と云ふ。其の儘七―八日間位乾燥せしめて指刀で五本の高粱頭に成つてゐる一捆を取つて其穂先を切り取つてから場園に運ばれるのである。

運搬 大車一台に四百捆位載せて場園まで運ぶ。

脱穀調製、大豆と殆んど同じであるが、膏、風選した後扇車に依つて精選することが通常である。

(c) 穀子、包米は上述二者と大同小異故省略す。

(d) 水 稻

水門水路修繕（收拾水洞）四月上旬解氷の具合を見て水門水路を修繕する。汚泥のある場合は之を取出し池子を平すのである。

株處理（剉梗橙子）五月中旬鐵齒耙子で前作稻の株を掘出す作業であつて勞力を多大に要し、一日二人で僅か〇・五畝しか作業出来ない。

灌水（放水）株處理後、水量の具合を見て灌水する。

攪拌（攪和）灌水した後で鐵齒耙子又は木頭耙子で水を泥水と成る迄攪拌する作業で、この作業は株處理の作業に劣らぬ程多大なる勞力を要し、一日二人で一〇畝の功程である。

播種（揚粳種）攪拌した泥水の中に粗放的に播種し、之を「揚粳種」と云ふ。

除草 除草は二回行ふ。六月上旬、苗が二三寸伸びた時に第一回の除草を行ひ、六月下旬、第二回の除草を行ふ。六月中旬は水路を修繕する。

水路修繕（看水葎）除草後、九月中旬收穫迄、絶えず、水路の給水具合を見、斷水しないやうに、水の多い時は之を均等に他の池子へ流込むやうに處理するのである。

水放出（撒水）稻の成熟せむとする時は、水を放出する作業であつて之を「撒水」と云ふ。

收穫（割）鎌刀で刈取る作業で、一把に百四、五十本摘み刈取るのである。

乾燥（晒）刈取つたものは四百五、六十本を一捆りにし十捆を一緒に立たせて「一串子」とす。乾燥は雨天の場合は一ヶ月以上を要し、晴天の場合は二十日間位で間に合ふ。

運搬（拉）大車一台に百捆を載せて場園（脱穀調製場）迄運搬する。運搬はもう十月に這入るのである。

脱穀調製（摔）脱穀調製の作業方法は實に粗笨的であつて括りにして地面に當て穀粒を落し、之を「摔」と云ふ。

(三) 經營

A 普通農家一戸當り經營面積八畝

B 自作小作に夫々必要なる經營面積は自作七畝、小作九畝である。

C 作物の組合せと輪作との關係

大豆の跡地に高粱若しくは包米高粱、の跡地に大豆若しくは穀子、穀子の跡地に大豆を栽培するを最も適宜とす。大豆は決して連作が出来ない。包米並に包米、大豆の間作は引續いて連作しても差支へない。大豆の跡地に穀子を栽培することは絶對禁物である。其れを栽培すれば雜草が叢生するからである。錢土基に就て調査にせる實例を示せば次の如し。

前年	大豆	高粱	包米	包米大豆間作	穀子	今年耕作豫定		備考
						包米	高粱	
包米	包米	包米	包米	包米	包米	包米	包米	
包米大豆間作	包米大豆間作	包米大豆間作	包米大豆間作	包米大豆間作	包米大豆間作	包米大豆間作	包米大豆間作	
穀子	穀子	穀子	穀子	穀子	穀子	穀子	穀子	大豆の跡地絶對不得耕種穀子

D 作物の變遷品質改良

當屯に於ける主要作物の品種を挙げれば次の如し。

- 大豆（小粒、大粒、一窩蜂、四粒黃、壓破車、鐵莢青、磨石豆子）
- 包米（大馬牙子、小馬牙子、小粒紅、紅股子、白股子、白頭露、老來嬌）
- 高粱（黃穀、黑穀）
- 穀子（飯穀子、黏穀子）
- 上摘之内、大豆即（四粒黃）、包米即（白股子紅股子）、高粱即（黃穀）、穀子即（飯穀子）、之栽培最多。

E 販賣用作物の増加と輪作との關係 上項に述べた如く大豆の連作は絶對に不可能にして如何に大豆の作付歩合を増加しようとも、三年輪作に依らなければならぬ譯である。

F 最も有利なる經營規模及型態

(a) 自作、自小作

(b) 自家勞力にて耕作し、勞力を購買しないことも至つて重要な條件である。

(四) 農産物販賣事情

A 農民の搬出 當屯は縣城に接近して居るから、農産物の販賣は悉く農民の搬出に依る。販賣は農民が農産物を糧店迄運搬し糧店に掌盤的なるものが居り見本を集市所へ持つて行き之を「打様子」と云ひ、其處で價格が評定され、糧店に賣却される。（詳細は次頁西豐縣糧集市所参照）

B 糧市柴市の組織

(a) 糧市

西豐縣糧集市所 農產物價格の評定をなす。

設立年 民國三年

組織 三十家糧棧糧店より組織せられ、一家より一人。

經費 一家より二〇元。(一年に付)

賣糧者 此處へ農產物を賣買する爲に集まれる農民は西豐全縣、東豐、西安縣等のものである。

(b) 柴市

價格
稅包
米 樹 柴
子 枝 楷 楷

一車 一〇〇圓
〇〇〇〇
〇〇〇〇
〇〇〇〇
五〇〇斤 二〇〇〇
二〇〇〇

當縣には採材を專業にするものがない。農閑期を利用して之を刈取り、柴市で賣却するものである。價格は一定せず、専ら買主と賣主との「講價」に依る。交易成立後、賣主、柴草を買主の宅まで運搬する。柴市には何等組織を認めることが出来ない。

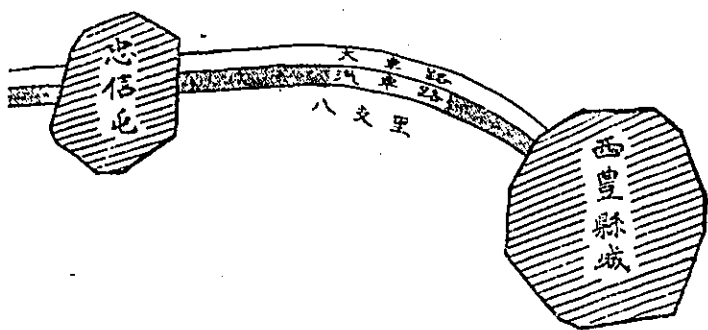
康德元年糧價(陰曆) (就一斗算) (在金屬全糧棧調查者)

月別旬別	種別	大豆			高粱			包米		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下
一 月	上	一〇五	〇八三	〇九〇	〇四七	〇四〇	〇四〇	〇四五	〇五八	〇四九
一 月	中	〇八三	〇九〇	〇九二	〇四〇	〇四一	〇四一	〇四七	〇四九	〇四六
一 月	下	〇九二	〇九六	一〇二	〇四一	〇四七	〇四七	〇四九	〇四六	〇四九
二 月	上	〇八三	〇九〇	〇九二	〇四〇	〇四一	〇四一	〇四五	〇五八	〇四九
二 月	中	〇八三	〇九〇	〇九二	〇四〇	〇四一	〇四一	〇四五	〇五八	〇四九
二 月	下	〇九二	〇九六	一〇二	〇四一	〇四七	〇四七	〇四九	〇四六	〇四九

月別旬別	種別	大豆			高粱			包米		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下
三 月	上	一〇〇	一〇四	一〇二	〇四七	〇四六	〇四六	〇五四	〇五六	〇五五
三 月	中	一〇四	一〇二	一〇三	〇四六	〇四七	〇四七	〇五五	〇五六	〇五五
三 月	下	一〇二	一〇三	一〇六	〇四六	〇四七	〇四七	〇五五	〇五六	〇五五
四 月	上	一〇二	一〇三	一〇六	〇四六	〇四七	〇四七	〇五五	〇五六	〇五五
四 月	中	一〇三	一〇六	一〇八	〇四七	〇四八	〇四八	〇五六	〇五七	〇五六
四 月	下	一〇六	一〇八	一一二	〇四八	〇四九	〇四九	〇五六	〇五七	〇五六
五 月	上	一一二	一一三	一一五	〇四九	〇五〇	〇五〇	〇五六	〇五七	〇五六
五 月	中	一一三	一一五	一二二	〇五〇	〇五一	〇五一	〇五六	〇五七	〇五六
五 月	下	一一五	一二二	一二五	〇五一	〇五二	〇五二	〇五六	〇五七	〇五六
六 月	上	一二二	一二三	一二五	〇五二	〇五三	〇五三	〇五六	〇五七	〇五六
六 月	中	一二三	一二五	一二五	〇五三	〇五四	〇五四	〇五六	〇五七	〇五六
六 月	下	一二五	一二五	一二五	〇五四	〇五五	〇五五	〇五六	〇五七	〇五六
七 月	上	一二五	一二五	一二五	〇五五	〇五五	〇五五	〇五六	〇五七	〇五六
七 月	中	一二五	一二五	一二五	〇五五	〇五五	〇五五	〇五六	〇五七	〇五六
七 月	下	一二五	一二五	一二五	〇五五	〇五五	〇五五	〇五六	〇五七	〇五六
八 月	上	一二五	一二五	一二五	〇五五	〇五五	〇五五	〇五六	〇五七	〇五六
八 月	中	一二五	一二五	一二五	〇五五	〇五五	〇五五	〇五六	〇五七	〇五六
八 月	下	一二五	一二五	一二五	〇五五	〇五五	〇五五	〇五六	〇五七	〇五六
九 月	上	一二五	一二五	一二五	〇五五	〇五五	〇五五	〇五六	〇五七	〇五六
九 月	中	一二五	一二五	一二五	〇五五	〇五五	〇五五	〇五六	〇五七	〇五六
九 月	下	一二五	一二五	一二五	〇五五	〇五五	〇五五	〇五六	〇五七	〇五六
十 月	上	一二五	一二五	一二五	〇五五	〇五五	〇五五	〇五六	〇五七	〇五六
十 月	中	一二五	一二五	一二五	〇五五	〇五五	〇五五	〇五六	〇五七	〇五六
十 月	下	一二五	一二五	一二五	〇五五	〇五五	〇五五	〇五六	〇五七	〇五六
十一月	上	一二五	一二五	一二五	〇五五	〇五五	〇五五	〇五六	〇五七	〇五六
十一月	中	一二五	一二五	一二五	〇五五	〇五五	〇五五	〇五六	〇五七	〇五六
十一月	下	一二五	一二五	一二五	〇五五	〇五五	〇五五	〇五六	〇五七	〇五六
十二月	上	一二五	一二五	一二五	〇五五	〇五五	〇五五	〇五六	〇五七	〇五六
十二月	中	一二五	一二五	一二五	〇五五	〇五五	〇五五	〇五六	〇五七	〇五六
十二月	下	一二五	一二五	一二五	〇五五	〇五五	〇五五	〇五六	〇五七	〇五六

(五) 農産物の運搬

- A 運搬用具 大車
- B 道路 西豊より西安に至る自動車路の南側の大車道を利用す。
- C 里程 八支里



(六) 副業

當屯は縣城に鄰接し、住民の生活必需品は城内より購入する、屯内に何等副業はない。

二、畜産

A 使用年限

(一) 役畜

牛	三歳乃至十五歳	十三年間
馬	三歳乃至二〇歳	十八年間
騾	三歳乃至三三歳	二二年間
驢	三歳乃至十五歳	十三年間

B 飼養管理の状況

當屯に於て最も多く使役されて居る役畜は馬、騾であつて、飼料は濃厚飼料として豆餅、高粱、包米等を給與し、粗飼料としては穀草等を給與するのである。次に(九)(六)(四)(三)(二)(一)(七)(一)(五)(三)の八世帯に就て調査せる飼料給與數量を示せば次の如くである。

調査 番號	役馬換算 飼養頭數	平均一頭濃厚飼料給與數量					平均一頭粗飼料給與數量		附記
		豆餅 個	高粱 斗	包米 斗	其他	穀草 斤	其他		
九	四・七	二・三	六三・八	四・三	一	二、二七・六	一	牛 成 〇・八	
六	四・〇	九・〇	一	一	一	一、〇六三・八	一	馬 成 一・〇 仔 〇・七	
四三	五・五	一〇・九	一	一	大麥四・九斗	七二七・三	一	騾 (同馬)	
一三	五・七	一〇・五	三五・一	二六・三	豆類五・三	八七七・一	一	驢 成 〇・七 仔 〇・五	
一七	三・一	一六・一	一	一	一	一、九三五・四	一	細草 六四五・二斤	
一	一・〇	一〇・〇	一〇・〇	一	一	三、〇〇〇・〇	一		
二五	二・四	四・二	一二・五	一	一	六二五・〇	一		
三三	二・五	六・〇	八・〇	八・〇	一	一、〇〇〇・〇	一		

即ち此の八戸を平均して一年間に於ける一頭當飼料給與數量を見れば次の如くである。

粗飼料 穀草 一、五五四・五斤

濃厚飼料	其他 莖稈	八〇・五斤
	豆 餅	一一・〇個
	高粱 米	一六・一斗
	包 米	四・八斗
	其他 穀實	一・三斗

管理は馬、騾等は「馬圈」と稱する馬舎が設けられて居り、大抵、廂房の傍に建てられてある。當屯の「馬圈」は、北滿一帯によく見受けられる露天繁養と違つて、「馬圈」は皆天井に依て蔽はれてある。左、右 後は皆住家と同じく、土塼で仕切つてあり、前の方は開け放しにして其處に木製の馬槽が据ゑ付けてある。

尙主要役畜の一年間に於ける使役、放牧、繫留の月數を示せば次の如くである。

種別	使役月數	放牧月數	繫留月數
牛	六ヶ月	五ヶ月	一ヶ月
馬	八ヶ月	二ヶ月	二ヶ月
騾	八ヶ月	二ヶ月	二ヶ月

C 牛馬集市の事情

(a) 沿革

滿洲事變前は散集と稱して街頭で交易した。大同二年より稅捐局に呈請して牛馬集市を設立したのである。管理人は孔繁熙である。

(b) 販賣牲畜種類

牛、馬、騾、驢

(c) 販賣者

西豐縣城五十支里周圍以内の各部落の農民、販賣原因は生活困難なる爲、又は耕作土地狹小にして勞働力過剩なる爲。

(d) 經紀費

賣價十九元以下のものは買主より夫々五角を賣價二〇元以上のものは買主より夫々一元を納める。

(e) 納稅

經紀が代納する。價十元に付國幣六分徴收する。

但し牲畜の價格の高低に拘らず最低の價格が規定せられて居る。

馬——四十元 騾——三十二元 牛——四十五元 驢——十五元

(f) 毎日集市に賣りに來る牲畜頭數

牛 三 馬 一〇 騾 一〇 驢 五

交易最も多き日は四四頭少い時は皆無。

(g) 組織 經紀一七人。

(二) 用 畜

A 種類 豚、鶏、鶩、鴨等であつて豚は肉用に供せられ鶏、鶩、鴨は産卵用の爲に飼養される。

B 飼養狀況

豚には糖、酒糟等を「缸水」と混ぜたものを飼料として給與する。鶏等は包米の碎いたものを給與し或は全然飼料を給與せず自分の漁りに任せることもある。

成豚一頭には一年間約一・五石位の糠を必要とし、仔豚は其の半分で足りる。

C 繁殖

豚は年に牝猪一匹に付五、六頭の仔豚を産出することが出来る。牝猪一羽は五〇個位生み、鴨は三〇個位鶩は三五個位生む。豚は一歳にして交尾が出来、妊娠月數は約五ヶ月間である。

(三) 牧 野

當屯には牧養地がなく、家畜の放牧は多く崗丘、河岸に野生して居る草を食はせるのである。

三、林業

當屯には造林地自然林が皆無である。

四、農業以外の生業

(一) 商業

當屯に小舗一軒、床子一軒あり、兩者共に所謂「一樞轴的買賣」であつて、家族も一緒に店内に住居し、生活費も其の日の賣上高より支辨するものであつて生活費と區別することはない。

A 廣興順 小舗 資本金 三〇・〇〇元 二十年前開店

(a) 販賣商品の種類

火勺、洋煙、燒酒、豆油、洋麵、白糖、紅糖、洋火、落花生、洋油、麵城、信紙、信封、黃錢紙、香、糖球等。

(b) 仕入先

西豊縣城厚記、彩興居

(c) 仕入方法

現金 卸賣値段に依る。

(d) 販路

屯内が主であるが、所謂「接短」で今日マツチが切れた、石油が切れたと云ふ場合に少量買ふ丈で多量に購入する時は皆城内で購ふものである。

火勺は通行人に賣卸し、一番販路の廣いものとされ、利益は百分の二である。

一日の賣上高は一―二元である。

B 姜振山 床子 資本金 一〇・〇〇元康徳元年開業。

(a) 販賣商品の種類

煙捲、花生、梨、橘子、糖球、點心、粉條子

(b) 仕入先

西豊縣城東盛泰

(c) 仕入方法

現金、卸賣値段に依る。

(d) 販路

同 A に同じく一月の賣上高は〇・四から〇・五元 純益〇・〇二―三元位である。

(二) 工業

當屯に鐵匠爐一軒あり。

義興爐

A 生産品種類並生産高

生産品	生産高
鎚頭	五〇個
鋤板	一・〇〇〇
鋤子	一〇
斧子	二五
馬掌	五〇〇
鐵鼻	一〇
千斤	一〇
倒鉤	一〇
撥刀	三〇

片刀	一〇
摘刀	一〇
鎌刀	五〇〇
釘叉	五〇〇
鐵叉	一〇〇
二齒	一〇
大鍋(肥葉用)	一五
牛掌	一〇〇
騙子	二〇
樹子	一〇

B 原料仕入

西豊縣城 義興盛

附 原料 價格

板 鐵	一〇〇斤に付	六〇又は五〇圓
摺 釘 鐵	一斤に付	〇・八〇圓
銅 釘 鐵	一斤に付	〇・四〇圓

C 販 路

忠信屯、元寶屯、東盛屯、四合屯等に賣り、或は通行の大事の轎馬に裝飾をなす。

(三) 賣 藥

本屯に賣藥業者が二軒ある。調査番號は(三七)と(四二)である。賣藥とは云ふものの二軒は俱に所謂「先生」であつてお醫者様を擧る主にやつて、其の傍らに賣藥を兼ねて居るやうである。相當な收入があると見へ(四二)の如きは年に三〇〇・〇〇〇元の賣藥業として收入が這入ることが出来る。

茲に(四二)に就て調査せる其の醫法並に漢藥の名稱を略述しよう。

醫法は云ふまでもなく極めて原始的で非科學的である。(四二)の申告に依れば、診斷に際し、先づ脈を見てそれから病原を説明するのである。(四二)は脈學を勉強して病原を明知し、本草を讀んだことがあるから藥性を識別することが出来る。醫法の原理は所謂「天、地、人」の三才から出發したもので、「天、地、人」には夫々五行があつて天には「風、雲、雷、雨、電」地には「金、木、水、火、土」人には「喜、怒、憂、恐、驚」の五行がある。五行が相尅すれば罹病し、五行が相生すれば病氣に犯されなう。

次に其の販賣せる藥の名稱並に現有高を羅列すれば次の如くである。

値段の高いもの	現有高	一斤の價格	値段の高いもの	現有高	一斤の價格
人參	半斤	一定せず	金蟲	半兩	三・〇〇元
牛黃	五封	〃	黃連	半兩	一定せず
麝香	三分	〃	多通	半兩	二・〇〇
當歸	半兩	一・二〇元	厚朴	半兩	一・〇〇
川貝	半兩	五・〇〇	六神丸	一斤	一定せず
血竭	半兩	三・〇〇	補天丹	半斤	〃
三七	半兩	一・五〇	補天丹	半斤	〃

値段の安いもの(一兩につき國幣六分現有高各味につき半兩)。

白朮、金銀花、黃耆、甘草、茯苓、熟地、良姜、蒼朮、山椒、南黃、澤瀉、大活、文朮、元柏、雄黃、木通、知母、川芎、三仙、只朮、兒茶、車前、菊花、羌活、酒芍、生地、麻黃、海漂蚰、牛夕、槐花、桂枝、桑螵、杜仲、自然銅、覆花、官桂、腹皮、白朮、龍骨、盤沉、元胡、青皮、炮姜、廣木香、檳榔、朋海、桑皮、杏仁、茴香、申姜、陳皮、川軍、桃仁、乳香、皂刺、硫黃、通草、麥冬、靈脂、檀香、紫菀、元黃、紅花、冬花、靈仙、藜香、五味子、桔木、天門冬、連翹、公丁香、山藥、桔梗、花粉、薄荷、升麻、黃香、神曲、白芷、丹皮、柴胡、皂角、蟬蛻、大硝、寄生、元明粉。

上に掲げた藥を概括すれば、飯片藥、丸藥、散藥等に分けられる。

購入先は西豊縣吉生德藥舖にして代金支拂方法は現金である。

患者は本屯のものは勿論、屯外のものも多數鄰近屯より來るさうである。

(附) 小作慣行

(一) 小作の種類

A 分益小作 收穫高の多寡に拘はらず、地主と小作人とは収益を均分し鮮人李更述(小作人)對孟憲蘭(地主)は斯くの如き關係に在る。

B 定額納納小作 一般に行はれてゐるものであつて、納入穀物の種類は普通二色均交(高粱、大豆半々)で一响に付三石である。其の他三色(高粱、大豆、谷子)と四色(高粱、大豆、包米、谷子)も稀に行はれる。尙、規定せられた納入穀物の種類の中不足又は皆無の時は、他の穀物を納入するか又は時價に依つて現銀で補足しても差支へない。

C 定額銀納小作 主に販賣用蔬菜、瓜類を栽培する場合に行はれるものであつて、當部落に常悅賢が雙台屯孫榮喜の菜園を小作して居るが如く、一畝に付五・五〇圓の小作料を納めて居る。

(二) 小作契約

當地では「租帖」と稱し、地主と小作人が「各執一張」の場合と地主の方丈一枚を所持して居る場合がある。

親戚知人の外、小作保證金と中保人二人乃至五人が必要とされる。保證金は普通一响に付二〇〇〇元であつて地主は押契錢に對し利子を支拂ふことが通常であつて、普通一〇〇〇〇元を付、小作料を一・五石控除される。期限は一般に不必要とされ當、土地に施肥した場合には期限を明記するものがある。普通三年で、最長は五年最短二年である。口約(口頭契約)は二响乃至五响の如き面積の小なる場合には、主に親戚知友間に行はれる。茲に契約例を示せば次の如し。

立租帖人于鳳亭因無地耕種煩人說允情願租到安玉振名下中則地壹百五拾肆畝計地壹段共納租銀叁拾石正按兩色紅糧元豆均分內有草正廂房陸間馬圈壹個院落俱全以後如有租糧拖欠等情中有保人擔負責任恐後無憑立此租帖爲證

中保人	張子臣
代字人	李煥章
中華民國九年舊曆拾月初七日立租帖人	于鳳亭

立出租地交約人安星橋因地無力耕種煩人說允租得元寶溝中則地共地三段計地淨納租銀捌拾叁石元豆紅糧二色均交租得面厚浦名下草正房參間東廂草房四間門窗俱全舊有牆樞自修自住臨走不許佃戶損壞官差雜項佃戶所納參拾貳响不與地東相涉此係兩家甘愿各無別辭如有攪賴者中保人爲證租地文約爲憑修繕工錢伍拾六元正無息無利隨行地東所納

中保人	安玉保
代字人	李有春
中華民國拾貳年舊曆正月十三日立租地	安星

(三) 小作満了期間に際しての處置
新たに契約を締結する。期限満了後「爭租奪佃」の如き事情發生することが往々あるも期限内では決して出来ない。

(四) 小作契約の解除、停止
小作契約の解除並に停止は減多にない。解除の時は押契錢を返還する。停止は地主が土地を賣却する時に往々あるも通常前地主が新地主に賣却の條件として小作契約期限満了後に停止せしむるやう締結して居る。

(五) 右に伴ふ小作人の土地改良開墾、家屋増築、修繕等に關しては別に契約上に明記して居るものがないが、習慣として、地主が小作人の蒙つた損害に對し償還することを通常とす。

(六) 小作料 前述の如く、現物が主にして一响につき三石(高粱大豆半々)である。

納入方法は當部落が縣城に接近して居る爲、無償で城内糧棧まで運搬するを通常とす。糧店に公斗を用意して有る斗官が之を評量す。

(七) 家屋、農具の貸借を伴ふ場合の小作料、身分關係

當地では小作地に通常家屋を附加物として貸して居る。小作人は「憑力氣種地」で身分關係は平等で在る。

(八) 一定の地主の土地を世襲的に小作してゐるか、或は轉々として變更するか土地が肥沃なる場合は、世襲的に小作する。

(九) 小作料滞納に對する處置延期を乞ふことを得。

(一〇) 小作料騰落の趨勢

A 光緒二十四年、開拓當初なるを以て五年間小作料不要。

B 光緒二十九年、平地一响に付き二石。(高粱大豆半々)

C 民國元年、平地一响に付き二石五斗、施肥が充分に行届き肥沃なる爲。

D 民國五年、平地一响に付き三石、移住者が多くなつた爲め。

E 事變前と事變後は大差なし。一响に付き三石

F 康德二年平地一响に付き、三石四斗、四年位多く定めても實納は兎角契約より少くなるから。

(一一) 小作人の地稅負擔

畝捐、村費、自衛團費等を負擔する。

A 畝捐 一畝に付き 上地 〇・一四六圓 中地 〇・一四〇圓 下地 〇・一三四圓 山地 〇・〇八八圓

B 村費 一畝に付き〇・〇五元徴收される。縣公署訓令では東佃各半となつて居るが吳道章(不在地主)の小作人は皆全額を負擔して居る。

普通「會賑」と云ふ。

C 自衛團費 一响に付き〇・二二元徴收される。春秋二季に分けて納付し、春季に〇・〇九元納め、秋季に、〇・一七元納める。普通、之を

「撥小派」と云ふ。

(一二) 小作爭議 去年十月十二日(陰曆)

動因——水害の爲小作料減額要求

地主は吳道章、小作人は錢土基、傅慶仁、王秀、徐順、韓蒙福等。

小作側の要求は半額減納。

解決方法——中保證人調停一査水は一割減、二査水は二割減、三査水は三割減。(一査水——一回浸水)

地主側全部納付を固持。

三、土地

同土地局 近岡 松藤 留一 泉

凡 例

一、調査員 岡松留一、近藤 泉

一、調査地 奉天省西豊縣第二區更刻村忠信屯

一、調査時 康德二年自三月四日至十二日、九日間

一、聴取調査立會者

西豊縣公署内務局科員	張 靖	瀋 宗
第二區村政指導員	孫 海	三 池
第二區更刻村長	徐 仲	張 雲
村副	于 鳳	山 關
村副	郭 殿	詔 陞
村董(古老)	王 孟	王 憲
村董(古老)	孟 憲	張 雲
村董(古老)	張 雲	山 關

目 次

凡 例

第一章 一般的調査事項

第二章 土地權利の主體關係

第三章 權利の種類別慣行

第四章 權利の得喪に關する慣行

附 地 券

文契類集

不在地主關係調査

第一章 一般的調査事項

調査地の概況

調査地の概況	土地の沿革	土地の面積	土地の等則	土地の分配状況
--------	-------	-------	-------	---------

調査地忠信屯は西豊縣第二區更刻村村公所所在地にして西豊縣城を距つること東約八里更刻村の北端に位し東は東盛屯に、西は大太平屯、南は雙合屯に隣接し、北は屯の北端を東西に流るる扣河を以て石橋村と界し東西四〇〇丈、南北五五〇丈、耕地四、三三三畝を有す。屯の南方は標高二五〇米内外の無名崗脈東西に連亘し耕地は該崗麓より北斜面一帯に拓け地味中府の稍黒色を帯ぶる埴質壤土なり。

忠信屯は更刻村中須要の地位を占め村公所小學校の所在地にして西豊より東豊縣城に通ずる縣道は屯の中央を東西に貫き交通極めて頻繁なり。住民は純朴にして農を以て生業となし藥舗、雜貨商、鍛冶工等の兼業を営む者二三あり。

此地は往時樹林地帯にして虎、鹿等の獸類棲息しこれ等獸類狩獵の目的を以て回教徒左寶貴なる者頭領として回徒を率ひこの地に盤踞したるが清朝の始皇室の園場となるに及び頭領以下回教徒はこの地を追はれ他に轉出せり。即ち清朝は當初現西豊縣管内に三十七園半の園場を設置せり。更刻園は其の一なり。

後光緒二十三年に至り遼東半島が露國の租借地となるや該地方の住民を此地に移住せしめむとして時の奉天戸部は皇帝に園場の開放を申請し許されて光緒二十四年以後金州、復州、海城地方の農民陸續として該地方に移住し來り官地開放を受けて開墾に従事する者漸次増加せり。爾後民國十一年迄依然更刻園なる地名稱を附したるが民國十二年に至り東三省政府は新に區村制を設け更刻園を分つて第一區元寶、忠信、五塘の三村に改變す、更に民國十九年區制を廢すると共に元寶、忠信、五塘三村を合併して更刻村を設く、康德元年十月更刻村を分つて十八屯を設けたり即忠信屯は其の一なり。

忠信屯戸數四五戸人口三一七人（康德二年三月三日現在）

土地の沿革

一、開墾前の土地狀況

往時樹林地帯にして虎、鹿等の獸類多數棲息したりしかばこれが狩獵の目的を以て回教徒左寶貴なる者頭領として回族を率ひこの地に盤踞せり。然るに清朝の初期皇室はこの地方を園場に指定したるが爲め先住者たる前記回教徒は逐はれて此地を去れり。

二、開墾年代及開墾事情

光緒二十三年遼東半島露國の租借地となるに及び當時奉天に在りたる戸部は遼東地方の農民を此地に移住せしむべく企畫し皇室に向つて園場の開放を申請し許されて翌二十四年始めて金州、復州、海城地方の農民の移住を見たり。

三、清文清賦の經過

奉天戸部は光緒二十七年第一回の清文を行ひ一方（二四〇畝）に付八二兩六匁（現國幣八二六元）を以て開放し開墾後五年乃至六年にして租を徵收することに規定せり。

四、開墾者の關歴

多くは光緒二十四年前後遼金州、復州、海城附近に居住したる農民にして彼等は全部山東系に屬す。

土地の面積

一、耕地總面積と領名數

耕地總面積 四、三三三・二畝

内譯 中則地 三、四〇七・二

山則地 九二六・〇

下則地 一一〇・〇

領名數 四五戸（人口三一七人）

二、面積の單位及算定方法

一畝＝二四〇弓

一〇畝＝一晌

此地は奉吉兩省の交に位するが故に金州、復州、海城方面より來たる移住民は自地耕作の場合等に慣習上六畝一田地と稱するも附小作及賣買の場合は十畝一晌を用ふ。

参考（一率に、十畝一晌を用ふるは昌圖以北なり）

三、地券表示面積との實際面積との相違状況

光緒二十七年以後三次に亘り清丈したる結果現在に於ては地券表示面積と實際面積との相違なし。

地目

- 一、沿革的舊地目の名稱
官地（園場）を開放したるものなり。
 - 二、用法による地目名稱
水田、旱田、房基（宅地）、墳地（墓地）、會地又は廟地（祭田）、道路（縣道は公有、小道は私人共有）、河川（共有）溝渠（民有）
 - 三、所謂公有地の種類及面積
會地（廟地）四七・五畝
 - 四、官有地の種類及面積
官有地なし
 - 五、自然形狀に基く地目名稱
荒地、熟地、復荒地、崗、溝子
- 土地の等則
- 一、等則區分及區分の準據
上則 黒地にして水分適度なるもの
中則 黒地にして水分稍不足なるもの

下則 黒地、黄地にして一般高地にあり水分少なるもの

二、等則別畝當主作物平均收穫高

等則	收穫高	主作物	
		高粱	大豆
上	六・〇	斗	斗
中	五・〇	斗	斗
山	四・五	斗	斗
下	四・五	斗	斗
次	三・〇	斗	斗
山頂	三・〇	樹	木

地元枰一斗は三・二七立（新制尺斤法三・二七斗）に當る

三、等則別畝當賣買地價

賣買地價

等則	奉票	事變前	國幣	現在
上則	五〇元	四〇	二五	三〇圓
中則	四〇	三〇	一五	二五
山則	三〇	二〇	一四	一五
次下	二〇	一五	八	一四
山頂	一五	一〇	七	八
瓦房	一〇	八〇	三	四
草房	八〇	〇	三	五
平房	〇	〇	三	五

奉票一〇〇元 國幣三〇圓

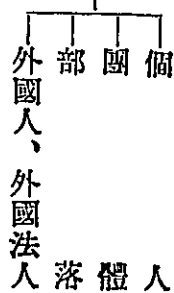
土地の分配の状況

一、各級地主の数的状況

- 1 十畝以下のもの……………二戸 自作
 - 2 十畝以上二十畝以下のもの……………なし
 - 3 二十畝以上三十畝以下のもの……………一戸 地主兼小作(自地は東盛屯のものに小作せしめ又他人の土地を小作す)
 - 4 三十畝以上四十畝以下のもの……………なし
 - 5 四十畝以上五十畝以下のもの……………なし
 - 6 五十畝以上七十畝以下のもの……………なし
 - 7 七十畝以上百畝以下のもの……………二戸 一戸自作、一戸自作兼自作(二畝を残し他は小作に附す)
 - 8 百畝以上のもの……………九戸 自作兼小作
- 二、不在地主の數及土地管理状況
- 一戸(現住所鳳城縣内)あり。

此附近一帯に亘り所有地二、二五七畝を有し忠信屯内に一、八五七畝を有す。忠信屯に居住する親戚の者錢世基管理すると共に管理人自ら此地の一部を小作し又他の七名に對し小作に附す小作料毎畝三斗四升(高粱一斗七升、大豆一斗七升)地主は秋の收穫期に租穀徵收のため毎年來る詳細に亘りては別項調書に譲る。

第二章 土地權利主體關係



一、幼年者が土地所有者たる場合の土地管理者其の管理方法及幼年者の管理開始時期

母が管理し母なき場合は親族又は他人が管理す。

管理方法

- 1 地照の有無を調べる。
- 2 土地を誰に貸すべきかを調べる。
- 3 親戚、朋友集合の上小作料を定める。
- 4 衣食住の費用を幼年者に與えることを定め。
- 5 殘餘あらば預金す。
- 6 收支計算をなす。
- 7 管理人の報酬一ヶ年八圓乃至三十圓。
十五歳に達すれば自ら管理す。

四、土地所有者が失踪せし場合の處置

親戚あれば親戚に管理せしめ親戚なき場合は村公所に於て領置し縣公署に報告す。縣はこれを管理し本人歸りたる場合は無償にて返還す。

五、女子土地所有者たり得る場合

夫死亡したる場合に限り業主たることを得。
金持の娘が嫁入る場合と雖も土地を持行くことなし。
夫の死亡、精神病及失踪したる場合は業主たることを得。

團體

一、土地を所有する團體の名稱組織土地所有の目的、土地取得原因、土地の管理利用狀況土地管理人の選定方法本屯に於ける團體は部落のみにして其以外に團體なし、部落に就ては次項に詳記す。

二、團體所有土地の地券上の名義、登記の名義人公課負擔の有無及土地を處分する場合の手續方法。

部落

一三四

一、部落に於ける村會、村公所、村長、村董等の有無。

屯は副村なるが故に之等を有せざるも主村たる更刻村は全部を有す。

二、村費の徴収及其費途状況

村費を徴す即自作の場合は植付面積一畝に付五分、小作の場合は地主二分五厘小作人二分五厘の分擔なり。但し別項不在地主は分擔せず全部小作人負擔なり村費の外自衛團費として自作、小作を問はず植付面積に對し每畝二分一厘を徴す村費全額年額六、〇〇〇圓なり。村長其他の給與及各經費左の如し。

- 1 村 長 月二〇圓
- 2 村 副(二人) 月一五圓宛
- 3 自衛團長 月二圓
- 4 自衛副團長 月一〇圓
- 5 自衛團丁(十三人) 月七圓宛
- 6 學校費一期(六ヶ月)に付一〇五圓
- 7 道路修繕費年額 三〇〇圓

備考 銃器は村會が購求するものなり。

三、部落所有の土地其他の財産

土地(廟地)のみにして其の他の財産を有せず。

イ 財産の種類

土地(廟地)四七・五畝

ロ 取得の原因及目的

原因 宣統元年この地の大地主霍清薄(當時十六方地を有せり)が所有地全部を部落民に分割賣拂の際清丈の結果生じたる浮多地を部落民が貧富別に費用を出し合せ買収したるもの但し表面は霍が關聖廟に寄附せるものとあり、其の目的は關廟祭祀の費用に充當するためなり。

ハ 現在の利用管理状況

一部は廟敷地に他の一部を村公所及學校敷地に提供し殘三十畝餘の耕地は小作に附す小作料年額高粱四石半、大豆四石半を得、公課負擔額一二圓七五廟守の手當年額十圓を差引き殘餘は祭費に充つ。管理人は村長之に當り村長は村人中より一人を選び廟守となし掃除雜役等に當らしむ。

ニ 處分する場合の方法

廟地を處分することなしとのことなり。

ホ 地券及登記の名義人

元寶山即ち従前の村名を以てす。

ヘ 公課負擔

一般民地と同じく負擔す即年額一二圓七五、田賦每畝一角一分、畝捐每畝一角四分。

外國人及外國法人

一、外國人又は外國法人の土地所有又は租用事例

屯内に朝鮮人二戸あり夫々滿人の土地を小作す。

1 土地所有又は租用の沿革

一戸は五年前此地に來り中則既耕地二六畝を滿人地主より借受け他の一戸は二年前に來住し屯外の土地を耕作す。

2 土地の利用状況及地券文契の有無

水田耕作をなす口頭契約によるものにして文契なく且商租手續行爲したるものに非ず。

3 公課負擔状況

一三五

満人小作人と同じく畝捐、村費の半額及自衛團費の全額を負擔す。

第三章 権利の種別慣行

業主権に關する慣行
永佃權に關する慣行
普通租に關する慣行
地上權に關する慣行
地役權に關する慣行
典權に關する慣行
押權に關する慣行

業 主 權

一、占有權に關する慣行

(1) 占有

私墾、盜墾に對し開放土地を承領したるを價買と謂ひ不法占有を私佔と云ふに對し適法占有を占領と謂ふ。

(2) 盜墾地回復の場合の業主の賠償要否

中人を介し其理由に依り幾分の費用を開墾者に與え解決す。

(3) 業主の土地に對する使用收益の程度

他人の利益を侵害せざる範圍にて如何なる目的にて使用するも自由なり。

二、土地の限界に關する慣行

(1) 境界表示の物體

水壕を以てする場合と地格(この場合は各要點に石を埋む)を以てする場合とあり。

(イ) 溝又は格を以てする場合

兩者に土地の高低なき場合は共有に屬し高低ある場合は溝は低地の有に屬し地格は高地の有に屬す又若し溝格共有なる場合は其中心を以て境界とす。

(ロ) 土壁、植樹、牛路、小路その他私設道路等を境界とする場合

土壁(土牆)は住宅附近に限るものにして共有なり植樹、牛路、小路其他の私設道路何れも共有に屬しその中心を以て境界となす。

(ハ) 接隣を以て境となす場合の慣行

(a) 一隣を立てて境界とする場合

この地方には一隣を立てて境界とする慣習なし。

(b) 隣基を年々變更し半隣を進め半隣を退くる場合

此地方はこの慣行のみ行はる。

(ニ) 境界の設定

開放の時は勘丈委員指定のもとに業主は自地境界の四隅に石を埋めたり現在分割賣買等の場合は相互合議の上決定す。

(2) 官公有地に接する場合の境界

(イ) 官公設道路と接する場合

普通の場合官道は兩側に水濠あり水濠は官有に屬す本屯に於ては縣道幅三丈六尺(兩側の水濠各三尺を含む)にして此以外の道路は民有なり。

(ロ) 山地と接する場合

分水嶺を以て境界とすることあり其他の場合は約定によるのみにして不確定なり。

(3) 境界不明にして紛争を生じたる場合の解決方法

小なる問題は牌長解決し、不能なるときは村長、縣長、法院の順序を以て解決す。

三、業主權の限界に關する慣行

(1) 公益的制限

(イ) 祠廟乃至官廳の正面に對し建築又は植樹する場合の制限的慣行

接近しては許さざるも相當の間隔をおけば正面と雖差支なし。

(ロ) 業主が自己の土地に典主又は佃戸が典地又は租地に墳墓を設置する場合の制限的慣行

業主は自己の土地に自由に墳墓を設置することを得(この場合地理に委しき者に判断を乞ひて決定す)典主又は佃戸は典地、租地に勝手に墳墓を設置することを許さず但し地主の許可を得れば可なり、許可なきときは義地に墳墓を設置す。

(2) 私益的制限

(イ) 境界線上に於ける牆壁又は境界線に近接せる建築物修理の爲の隣接地立入。

一、牆壁修理の場合

相互の了解を要す、隣地の了解なければ隣地に立入るを許さざる場合あり。

二、建物修理の場合

自由に立入るを許さず商議の結果立入りを許す。

この場合無報酬、有報酬の二種あり。

(ロ) 袋地地主の圍繞地道路使用可否及道路新設の可否

使用は可なるも新設を許さず已むを得ざる時は借地又は買収すべし。

(ハ) 高地よりの自然流水に對する低地業主の容認義務

容認義務あり。

(ニ) 甲地に栽植せる植木のため乙地の耕作物に被害あるときの處置

甲、乙貧富の差なく仲良き場合は問題なく樹木ある土地の持主甲が富者なる場合は貧なる乙の土地(樹木なし)を高價にて買収せざるべからず。

三、業主権の共同に關する慣行

(1) 合有關係の場合

(a) 共同相続財産

(イ) 管理、利用の方法

長男管理し又は男子兄弟の内互選の上最聰明なる者管理し共同にて耕作す。

(ロ) 各相続人の持分及其割合

各相続人各自持分を有し男子兄弟數に公平に分割す。

(ハ) 分割の方法如何

分割は公平を期し次の如き方法による。

不		最
	中	
良		良

(b) 祭 田

此地方は開墾後の歴史淺く且貧農多きため祭田を設定するが如き餘裕ある大地主なく皆て祭田を設定したる實例なし。

(c) 牧 養 地

此地牧養地なく、各農家は夏季自家飼養の牛馬を河邊草地又は山頂近き草原に出し秣養する程度なり。

(2) 共有關係の場合

牆壁、池沼、堤防、橋梁その他の土地等を共同にて經營する場合の持分決定方法、

持分譲渡の能否管理修繕費の負擔方法、

本屯には牆壁、池沼、橋梁及堤防あるのみ其の持分は堤防に接せる地先の長さ按比例し土地の典賣に伴ひてのみ之を譲渡することを得。

破損箇所自地内に生じ其程度小なる場合は個人負擔なるも大なる修繕は共同負擔とす。

(二) 分割の請求及分割方法

分割を請求し得ず。

普通 租

一、租契約の行はる土地種類
既耕地のみに行はれ官、公、私有地共に行ふ。官地の租契約は投票に依り租額多き者に落札しこれに小租せしむ公、私有地の場合文契を立つるものと然らざるものと二種あり。

業主地、典地共に租契約を行ひ永租地に對しては分租の場合にのみ行ふ。

二、租契約の立契方法

租帖は二枚作成し割印を押して相互に一枚宛を所持す。佃戸は仲人を立て仲人の元に到りて地主の土地を借りることを申込み仲人をして地主に相談し相互了解の上文契を作成す。仲人には謝禮を與ふることなし仲人の選定は自由なり(知人、近親等、立字人は字を解するものを選定す)

三、第三者に對する租權の譲渡及業主の承諾

租戸は租權を第三者に譲渡することを得ず即ち第三者に轉租することなく一應業主に返し業主は第三者と新に租契約を結ぶものなり。

四、租戸と第三者間の分租契約の締結

期限内ならば自由に分租し得、其の場合業主の承諾を要せず。

五、租戸の公課負擔

畝捐及村費、自衛團費を負擔し田賦を負擔せず。

六、土地修理費の負擔

租戸は之を負擔せず業主に於て負擔す。

七、第三者に對する租權の主張

業主が租地を第三者に轉賣したる場合租戸は新業主に對し租權を主張し得ず但し一年間は小作すること可能にして若し引續き租戸が小作を希望するときは新業主と契約を結ぶことを要す。

八、租の期間

普通は最長三年最短一年とす。

又期間を約せざるものは年租なり。

期間満了せば當然租關係が消失し之を繼續せんとせば新に別個の契約を立つるものとす。

九、租 料

租料は物納なり。

租料の割合決定法は一定額を約す即ち畝當高粱又は大豆納額上三斗中二斗五升下二斗とす。

租料納附の時期は收穫時とす。

不作を理由に租戸より地主に對し租料の減免を要求することを得。

十 押 租 錢

押租錢を徴する例あり即ち地主が金に窮したる場合にのみ徴收す。

押租錢は租料と關係なく單なる押租錢(敷金)なり押租錢は最後に之を返す。

租 房

一、租房契約と敷地の賃貸借

租房契約は當然に敷地も包含す。

二、租帖の類例

口頭契約に依る。

三、租房の期間